

資料編

I 用語解説

あ行	
アウトリーチ	生活上の課題を抱えていながらも、必要な支援につながっていない人々に対し、支援者や支援機関が訪問等を行い、支援やサービスにつながるよう積極的に働きかけること。
アクセシビリティ	利用しやすさ、アクセスしやすさのこと。一般的には、「利用者が機器・サービスを円滑に利用できること」という場合に使われている。
SNS <small>エスエヌエス</small>	「Social Networking Service」の略。インターネットを通して人と人とのつながりを促進する登録制のサービスのこと。
NPO <small>エヌピーオー</small>	「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略。特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人のこと。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対して収益を分配することを目的としない団体の総称。

か行	
核家族	夫婦のみの世帯、夫婦と子どもからなる世帯、男親と子どもからなる世帯、女親と子どもからなる世帯のこと。
ゲートキーパー	地域や職場、教育、その他様々な分野において、身近な人の自殺のサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のこと。
合理的配慮	障がいのある人や子どもが教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障がい特性や困りごとに合わせて行われる配慮のこと。
こども食堂	地域のこどもを対象に、無償又は低額な料金で食事を提供することで、居場所づくりや地域住民の交流の場となる活動のこと。
個別避難計画	避難行動要支援者の一人ひとりの状況に合わせて、支援者や避難先、避難に必要となること・ものなどが記載された避難支援のための計画。

さ行	
災害レジリエンス	災害発生時に社会やコミュニティ、企業が機能を維持し、迅速に復旧・復興できる能力のこと。単に災害を防ぐだけでなく、被害を受けた後の回復力までを含む包括的な概念。
自主防災組織	「共助」の精神に基づき、主に自治会を基礎単位として結成された、災害による地域の被害を予防・軽減するための活動を行う組織のこと。
市民後見人	弁護士や司法書士、社会福祉士などの資格をもたない、親族以外の市民による成年後見人等のこと。

社会的孤立	隣人や友人との付き合いに乏しく、日常的に人との交流がなく、地域や社会で孤立した状態のこと。
シルバー人材センター	臨時的かつ短期的な就労の機会の提供や就労に必要な知識・技術の講習などを行うことを目的として、「生きがい就労」の理念により、市町村区域ごとに設立された公益社団法人のこと。
生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、その構築に向けたコーディネートを行う人のこと。

た行	
多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら地域社会の構成員として共に生きていくこと。
ダブルケア	一人の人や一つの世帯が同時期に介護と育児など、複数の支援の負担や責任を負っている状態のこと。
地域共生社会	制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会のこと。
地域ケア会議	医療、介護、福祉等の多職種が協働して、高齢者個人に対する支援の充実や高齢者に対する支援とそれを支える社会基盤の整備を同時に進めるための会議。
地域包括ケア	重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、利用者のニーズに応じ、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される状態のこと。
地域包括支援センター	地域における介護予防や介護サービスの総合的なケアマネジメント、相談、生活支援を行う地域の中核機関のこと。
ディーエックス D X	「Digital Transformation」の略(transをXと表記)。データやデジタル技術を活用することで、組織やサービス提供のプロセスを変革、効率化すること。

な行	
認知症サポーター	認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人やその家族を温かい目で見守る応援者のこと。

は行	
はちまるごうまる 8050問題	親が80代で、子どもが独立できないまま50代となり、高齢の親がこどもの生活を支える状態にある社会問題のこと。
ビービーエス BBS会	「Big Brothers and Sisters Movement」の略で、非行や生きづらさを抱える少年に、兄や姉のように寄り添い、その成長を支援する青年ボランティア団体。

避難行動要支援者	災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人のこと。
福祉避難所	主として要配慮者を滞在させることを想定し、災害対策基本法施行令に規定された避難所のこと。災害に伴い応急的に保護する者のうち、高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児など一般的な避難所では生活に支障を来すため、避難所において何らかの特別な配慮ができるように設置する施設。

ま行	
民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、地域住民の立場から、生活や福祉全般に関する相談に応じ、必要な援助を行う。また、民生委員は児童委員を兼ねており、妊娠中の心配ごとや子育ての不安に関する様々な相談や支援を行う。

や行	
ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子どもや若者のこと。

2 策定経過

年 月 日	内 容
令和6年 10月31日	令和6年度第1回今治市地域福祉計画審議会 (第3期計画の進捗状況、アンケート調査票案、策定スケジュール)
12月6日～ 令和7年 1月6日	市民アンケート調査、団体・事業所アンケート調査の実施
3月19日	令和6年度第2回今治市地域福祉計画審議会 (アンケート調査結果報告、第1回住民同士の協議の場の結果報告、策定委託事業者の選定方法及び重層的支援体制整備事業実施計画の説明、スケジュール)
6月24日	第1回作業部会
7月22日	第2回作業部会
8月26日	第3回作業部会(基本理念・基本目標の検討)
9月17日	令和7年度第1回今治市地域福祉計画審議会 (計画の意義の説明、基本理念・基本目標の検討、令和6年度住民同士の協議の場の結果報告)
10月21日	第4回作業部会(計画骨子案の検討)
11月10日	令和7年度第2回今治市地域福祉計画審議会 (ふくしまちづくり会議の結果報告、計画骨子案について意見交換)
11月25日	第5回作業部会(施策体系の整理)
12月23日	第6回作業部会(計画素案の検討)
令和8年 1月16日	令和7年度第3回今治市地域福祉計画審議会 (計画素案の検討)
2月27日～ 3月13日	パブリックコメントの実施
3月23日	令和7年度第4回今治市地域福祉計画審議会 (パブリックコメント結果報告、答申について)

3 今治市地域福祉計画審議会・ 今治市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会 委員名簿

(敬称略)

区 分	氏 名	所属団体等	備 考
学識経験者	恒吉 和徳	元聖カタリナ大学教授	会長
	藤田 英樹	今治明德短期大学 ライフデザイン学科 介護福祉コース	
医療、保健、 福祉関係者	令和7年11月末日まで 越智 廣美	今治市民生児童委員協議会	
	令和7年12月1日から 中島 智佐子		
	吉良 敏彦	今治市医師会	
	村上 哲宣	今治市障がい者団体連合会	
	野間 隆伴	今治市老人福祉施設協議会	
	細川 ルリ	今治市地域包括支援センター 西・南	
	竹内 久香	今治市・上島町保育協議会	
公共的団体の 代表者	岡田 泰司	今治地区保護司会	
	森山 米春	今治市連合自治会	副会長
	田窪 良子	特定非営利活動法人創作クラブGrian	
	高橋 典子	教育委員会	
	藤倉 晶子	今治市国際交流協会	
市長が適当と 認める者	中村 良	株式会社 SUNABACO	
関係行政機関 の職員	岡田 克俊	愛媛県東予地方局 今治保健所	
	松友 康治	今治公共職業安定所	



第4期 今治市地域福祉計画・地域福祉活動計画

発行年月 令和8年3月

発行 今治市 福祉政策課

〒794-8511
今治市別宮町一丁目4番地1

TEL 0898-36-1525

FAX 0898-32-5211(代)

社会福祉法人 今治市社会福祉協議会

〒794-0043
今治市南宝来町一丁目9番地8

TEL 0898-22-6018

FAX 0898-22-6022

